代表者・役員の氏名変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む、登記事項証明書に記載されているすべての方が対象です。

カルツ 多しょ。			
【提出様式】		提出原本	部数コピー
0 1.27	『業変更届出書(様式第5号) [第1面〜第3面] E者を兼務している場合は、様式の6、7、8⑧欄にも記入してください。	1	2
【添付書類】	/c===+₹	1 4	
① 法人登記簿	(履歴事項全部証明書)		l
	別によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。 「登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を 「できます。		
【提出期限】	〇 変更後30日以内		
【手数料】	O なし		
【提出先】	○ 事業主(本社所在地)を管轄する労働局		

代表者・役員の住所変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む、登記事項証明書に記載されているすべての方が対象です。

【提出様式】		提出原本			
① 労働者派遣事	業変更届出書(様式第5号) [第1面〜第3面] 者を兼務している場合は、様式の6、7、8⑧欄にも記入してください。	1	2		
	履歴事項全部証明書) 、登記簿謄本に住所が記載されている場合のみ必要	1	1		
② 変更した方の	住民票(本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの。)	1	1		
(注意)▷上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合がありますことをご了承ください。▷大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。【提出期限】 ○ 変更後10日以内(法人の登記事項証明書が変更された場合は30日以内)					
【手数料】	O なし				
【提出先】	〇 事業主(本社所在地)を管轄する労働局				